



あけましておめでとうございます

「規制緩和」の名のもとに、金融が投資ファンドまで利用し、産業まで支配し破壊するのを放置してきた結果、米国発の詐欺商品サブプライムローンの被害は、これを大量に仕入れ、買い込んだ日本の金融機関と大企業の底のみえない大損失で、大不況を到来させました。

このときこそ、「政治」の出番ですが、国民が望む年金・医療・介護・日雇派遣など何一つ解決できずに、「三代目」とつづいた麻生首相も、政権にしがみついているのがやっとなで、この難局を解決できるとは考えられないでしょう。

それでも、今年は任期満了を控え、総選挙が必ずあります。私たちは主権者として、憲法9条戦争の放棄と25条生存権を政治のうで実現していくことを公約する政党に力を貸していきましょう。

今年も、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

2009年 元旦

東京北法律事務所

弁護士	鳥	生	忠	佑
同	青	木	洋	護
同	坂	田	一	介
	事	務	局	同



御案内

業務時間

9:30~6:00

(土・日・祝日は
休み)



棚田 (熊本県上益城郡山都町)

東京大気汚染公害裁判の和解成立

昨年8月から都内に1年以上居住するぜん息患者の治療費が無料となりました。
 ぜん息の原因は問われません。北法律にご連絡下さい。

活動日誌が語るもの

北法律九条の会活動の記録

東京北法律事務所は、二〇〇四年一〇月の作家・文化人など九名の方々の直接の呼びかけを受け、迫る自民党の改憲草案の公表を前にして、その二ヶ月後の二〇〇五年一月いち早く、法律事務所と依頼者を中心に東京北法律事務所九条の会を設立した。

設立にあたっては、総会を開催して、会則にあたる「申し合わせ」を採択し、その中で、本会は文化人「九条の会」の呼びかけに賛同する者を会員とし、「政治的立場と信条をこえて」、「日本国憲法第九条の改憲に反対し、これを阻止することを目的にします」と、目的の第一条に掲げた。

活動としては、法律事務所の会として、改憲の動きを迅速に把握して会員に伝えること、九条の改憲阻止に役立つ学習会、講演会、映画の上映などを行います、と活動内容を掲げてある。事柄が憲法問題であるだけに、会長（鳥生弁護士）と事務局（青木・坂田弁護士など）は弁護士が勤め、弁護士に積極的活動が期待できるよう、体制をつくってきた。

二〇〇五年の設立当初は、毎回「北とぴあ」など他の会館を借りて、講演の他、靖国神社や東京大空襲戦災資料センターの見学などの活動を行ってきたが、二〇〇七年九月からは北法ビルの三階会議室で、ほぼ毎月先の目的に掲げた講演・連続学習講座、名画の上映会の三分野の活動を実施してきた。

次の頁（四頁目）を御覧下さい。これが、最近一年四ヶ月間の北法律九条の会の活動記録である。

一、なぜ、このような九条の会

設立と活動が必要か

弁護士は過去及び現在の依頼者多数持っているうえ、弁護士で憲法九条を守っていくことに反対する者はほとんどいないであろう。したがって、依頼者を核にして、法律事務所が依頼者の方々と共同で九条の会を設立することは十分可能なのである。

皆さん。自民党は今日でも決して、

憲法改悪の基本政策を捨てたわけでは

ありません。憲法改正国民投票法の発

効があと二年となっている状況のもと

で、弁護士事務所が全国的に、依頼者

の中にそれぞれ九条の会をつくり、み

ずからが講師となつて市民の間に九条

擁護の「草の根」をより大きく広げて

いくことが大切だと考え、北法律九条

の会の活動を行ってきたのです。

国民の中に、憲法を守る「世論」を

もっと大きくつくることができれば、

これから始まる自民と民主の「政界再

編」による改憲の発議を阻止する大き

な力を構築することができるとはな

いでしょうか。

二、改憲勢力がめざすもの、

それは「政界の再編」である

一昨年四月末の安倍首相による憲法改正国民投票法の強行可決後、民主党による投票年齢を一八歳まで下げることにより、自民・公明が同意しただけでなく、以後三年間、つまり二〇一〇年までに「成人



東京北法律事務所 九条の会

年齢」を一八歳に下げるとした妥協によって、民法をはじめ多数の法律改正を行わざるを得なくなりました。今日は、そのための、関係法令の検討時期となっています。

このように、現在は二〇一〇年までの準備期間中ですが、あと二年が到来すれば、自民と民主の中にある改憲派は、必要であれば政界再編までして勢いづくことが予想され、衆・参両院とも改憲勢力の結集を軸に、政界再編の動きが強まることが予測されます。

その準備として、昨年五月憲法記念日を前にして、改憲派は自民と民主の党派をこえた、衆・参国会議員による「憲法改正期成同盟」を結成し、自民党の中曽根元首相が会長に、副会長に民主党の鳩山幹事長が就任しています。改憲に関する限り政界再編は総選挙をまたずとも、すでに起きているといえるでしょう。そして、この国会議員同盟は、全国的に憲法「改正」運動を改めて盛り上げること

三、今こそ、九条「草の根」運動の発展を

現在、九条の会は全国的に七二九四ヶ所以上設立され、東京で八〇〇ヶ所以上が設立されたといわれています。昨年一

〇月二四日には、この八〇〇の会の力を合わせるよう、「九条の会東京連絡会」も設立されました。

このように、九条の会は全国的にも、東京でも、増加しています。最終的に国民投票において過半数を獲得しなければならぬことを考えれば、まだまだ不十分です。

それでも、この草の根運動の発展で、世論調査の結果は昨年五月段階で、九条は別として、「憲法は改正した方がよい」との意見よりも、「改正しない方がよい」とする意見の方が上回り、拮抗するようになりました。読売新聞で初めて、「改正しない方がよい」が上回ったと報じられ、大きな反響を呼びました。

九条の会設立の役割は、これまで意思を表明されなかった人々がこれに加入することによって、はっきりと九条を守る立場にたち、また周りの他の人々にも影響を与え、九条の輪を全国的により広く張りめぐらし、世論を大きくしていくことに貢献することです。

したがって、法律事務所以外にも、病院、税理士事務所など職業別にも職場ごとに、九条の会が設立されつつありますが、まだまだ数が少ない状態です。そして、地域では、県・市・区単位の外、小学校単位で、また各町ごとに細かく九条の会を設立していくことが全国的に呼び

かけられ、取組まれています。

四、新たな海外派兵を阻止しよう

皆さん。自衛隊海外派遣恒久法の制定では、自民と民主の意見は基本的に賛成で一致しています。

これまで特別措置法と称して憲法九条を法律によって改憲してきた事態の上に、さらに恒久法の制定は決定的に改憲するのと同じ事態を招来します。

当法律事務所の例も参考にしていただきながら、まずは「法律事務所九条の会」の設立をめざして努力していただけないでしょうか。

そして、すでに設立してある、あるいはこれから設立した九条の会は、経験を交流し合うために、「法律事務所九条の会連絡会」などを職業別につくっていくことが必要となります（法律事務所の連絡会は、当座の連絡場所に当事務所をあてていただいてもかまいません）。

皆さん、事は平和に関する国民の権利と民主主義のため、そして国を危険な方向に変えさせないためです。

全国的に、地域でも職場でも、一致して立上がろうではありませんか。



北法律九条の会の活動日誌

—北法律の平和を守る活動実践史—

2009年1月

1. 講演会

- | | | | | |
|------------|-------------------------------------|----|----------------|------------|
| 2007. 9. 7 | 「今後の憲法『改正』はどうか」 | 講師 | 弁護士 | 鳥生忠佑 |
| 10.12 | 「攻められたら、どうするか」 | 講師 | 同上 | |
| 11.16 | 「福田内閣は改憲を推進するのか」 | 講師 | 同上 | |
| 12.14 | 「自民党の改憲スケジュールは、生きているのか」 | 講師 | 同上 | |
| 2008. 1.18 | 「報道されなかったイラク戦争」 | 講師 | イラクの子どもを救う会 | 西谷文和氏 |
| 2.22 | 「幕は上がったが、新たな政治は舞台で始まるか」 | 講師 | 弁護士 | 鳥生忠佑 |
| 3.21 | 「9.11の真相とは」「誰でもできる平和のつくり方」 | 講師 | きくちゆみ氏 | |
| 4.18 | 「サミット後の秋まで、舞台は休演か」 | 講師 | 弁護士 | 鳥生忠佑 |
| 5.29 | 「世界に広がる、9.11の真相解明の動き」 | 講師 | 参議院議員 | 藤田幸久氏 |
| 12.19 | 「みんなでトーク」・活動日誌をめぐって | | | |
| 2009. 2. 6 | 「それでも対テロ戦争を続けるのか—アフガニスタンの複合的な人道危機—」 | 講師 | 日本国際ボランティアセンター | 代表理事 谷山博史氏 |

2. 憲法連続講座 講師 弁護士 鳥生忠佑

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 2007.11.16 | 憲法（日本の）とは、どんな法律ですか |
| 12.14 | 「憲法のこのような性格」（立憲主義）は、どのような経過から成立したのですか |
| 2008. 2.22 | 日本の憲法はどの流れを承継し、その中でどの位置にあるのですか |
| 4.18 | 日本国憲法のどこが優れ、どこが弱点か |
| 6.27 | 自民党と民主党の「憲法改正」の一致点と相違点 |
| 9.26 | 鈴木安蔵先生と日本国憲法の誕生 |
| 10.31 | 明治初期における「植木枝盛の憲法案」の革新性について |

3. 映画上映会

- | | |
|------------|------------------------|
| 2007. 9. 7 | 「はだしのゲン」監督・脚本 山田典吾 |
| 10.12 | 「ガラスのうさぎ」橘祐典監督 |
| 11.16 | 「ひめゆりの塔」今井正監督 |
| 12.14 | 「黒い雨」今村昌平監督 |
| 2008. 1.18 | 「イラク 戦場からの告発」製作 西谷文和 |
| 2.22 | 「この子を残して」木下恵介監督 |
| 4.18 | 「不都合な真実」出演 アル・ゴア |
| 6.27 | 「シッコ」監督・脚本 マイケル・ムーア |
| 8. 2 | 「東京裁判」小林正樹監督 |
| 10.31 | 「九条世界会議」 |
| 11.27 | 映画「日本の青空」の北区における上映支援 |
| 12.19 | 「バルトの楽園」出目昌伸監督 |
| 2009. 2. 6 | 「アフガニスタンの危険な近況」製作 谷山博史 |



国旗・国歌について学ばないこと 東京都教育委員会による強制

一〇・二三通達は「不当な支配」

二〇〇三年（平成一五年）一〇月二三日東京都教育委員会は、すべての都立高校と障害児学校の校長に、卒業式・入学式・周年行事の実施方法についての通達を出しました。舞台上正面に国旗と都旗を掲揚し（三脚は不可）国歌を起立斉唱するように生徒を指導すること、生徒も教師も国旗が掲揚されている舞台上正面を向いて着席すること（教師の座席を生徒の方に向けるのは不可、多くの障害児学校で行われていたフロア式・対面式も不可）、国歌斉唱はピアノ伴奏によること（CD演奏は不可）、すべての校長はすべての教師に個別の職務命令を発すること。この通達以降、全教師に起立斉唱又はピアノ伴奏の職務命令が出され、不起立・不伴奏の教師は懲戒処分を受けるようになりました（一回目は戒告、二回目以降は減給、停職）。

教育は教師と生徒との人格的ふれあいによって行われます。どのような式典を行うかは生徒のことをもっともよく知っている教師や学校現場に委ねられるべきです。在日朝鮮韓国人の生徒、

沖繩出身の人、クリスチャンの人など、日の丸・君が代の負の歴史や思想信条から君が代斉唱に抵抗がある生徒もいます。君が代を歌いたい生徒もいるでしょうが、君が代を歌わされるのがどんなに辛いことか、その気持ちに思いをはせることが大切です。懲戒処分を受けた二二〇名の教師は、一〇・二三

三通達は教育に対する教育行政の「不当な支配」（教育基本法違反）として無効、懲戒処分も無効として東京地方裁判所に訴えています。

自ら学び自ら考える力の育成を

高等学校学習指導要領は、卒業式・入学式等における国旗掲揚・国歌斉唱を定めています。同時に生徒が自ら学び自ら考える力を育成することの重要性をうたっています。卒業式は生徒自身が三年間の成長を見てほしいとい

昨年四月から「新しい審査の方針」に基づく原爆症の認定審査が始まりました。

その中身は次のとおりです。

以下の被爆態様の要件と疾病名の要件を満たす場合にはそのまま認定する（積極認定）。
ア被爆態様が、爆心地から約三・五キロ以内の直接被爆か、原爆投下後約一〇時間以内に爆心地から約

二キロ以内に入市したか等の要件を満たすこと。

イ疾病名が、悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病等の決められた疾病のいずれかであること。

に該当しない場合は総合判断とする。

以前の（旧）「審査の方針」の下では、入市被爆者や約二キロ以遠の遠距離被爆者は全く救済されていませんでしたので、この「新しい審査の方針」は救済の範囲を広げたものです。

しかし、この基準によっても、救済されるべき被爆者が救済されていません。

たとえば、東京の原告に次の

う熱い思いと誇りに満ちた場です。生徒自身が内容づくりに参加したり、障害児の特徴をふまえたフロア式の式典なども一〇・二三通達以降はできなくなりました。生徒の個性や学校ごとの伝統を奪った画一的な式典の強制は、今や教育のあらゆる場面で教師の自主性と意欲を奪っています。国旗・国歌の学習は式典の中で強制されるものではなく、日頃の授業の中で学び考えていくものであるはず。

ようの被爆者がいます。この方は、広島市の被爆者で、四キロの地点で直接被爆し、その後八月八日（二〇〇〇時間以内）に入市しましたが、その入市地点は爆心地から約二・五キロでした。このため、ぎりぎり前記の被爆態様の要件を満たしません。しかし、この方は下痢や脱毛などの急性症状に苦しみ、長年様々な癌に苦しんでいます。

被爆者は、この「新しい審査の方針」でも被爆の実態に合っていないこと、救済されない被爆者がいることを知っています。そのため、この基準により新たに認定された被爆者も喜ぶことができず。

原爆症認定制度の戦いはまだ終わっていません。皆さんのご支援をお願いします。

被爆の実態に合った基準を

（原爆症認定集団訴訟）



多くの問題を抱えたまま 制度開始が近づいています

一 本来は延期すべきです

今年五月二日から裁判員制度が始まります。

この制度には、えん罪を生み出しかねない重大な問題があります（詳細は二〇〇七年度事務所ニュースをご覧ください）。差し上げます。そのため、その問題が解決するまでは、少なくとも開始を延期するべきであり、訴え続けなければならぬと考えています。

それでも、皆さんの中には、裁判員候補者選ばれた旨の通知を受けた人々、家族や友人が受け取ったという人もいます。そのような人にとってみれば、どのような手続で裁判員に選ばれるのか、辞退することはできないのか、実際の疑問や不安を抱えているのではないのでしょうか。そこで、まずその裁判員の選任手続について説明します。

二 裁判員選任手続

裁判員候補者名簿の作成・通知

毎年一二月ころ、有権者の中から、翌年一年間の裁判員候補者となる人々をくじで選び、名簿を作成します。

この名簿が作成されると、その候補者のもとに、その旨の通知と調査票が送られてきます。この時点では、個別事件の候補者となったわけではなく裁判所に行く必要はありません。

この調査票は、その一年を通じて裁判員を辞退したい事情などの選任に関する事情を聞かれるとされています。しかし、その辞退事由は法律で決められています。

たとえば、時期にかかわらず、一年間通じてあてはまる辞退事由としては、七〇歳以上、学生又は生徒、過去五年以内に検察審査員等の経験者、重い疾病又は傷害により裁判所に出

頭することが困難であることなどです。

裁判所は、くじで将来個別の事件の候補者を選んだ場合、この調査票を検討して辞退が認められると考えるときは、呼出をしないとしています。

個別事件の裁判員候補者の選任

事件毎に、その事件の裁判員候補者を選びます。そして、裁判所に行く日（裁判員選任手続期日）の約六週間前に、その候補者に呼出状と質問票が送られてきます。

この時点では裁判の日程が決まっているため、質問票はその日程に基づく辞退事由について聞かれるとされています。

この時点での辞退事由としては、先ほどの重い疾病又は傷害の存在に加え、自分が介護、養育しなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親

族等がいる、重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれがある、結婚して他の期日に行うことができない、妊娠中又は出産の日から八週間以内である、配偶者等の通院、入院、退院に付き添う必要がある、などです。

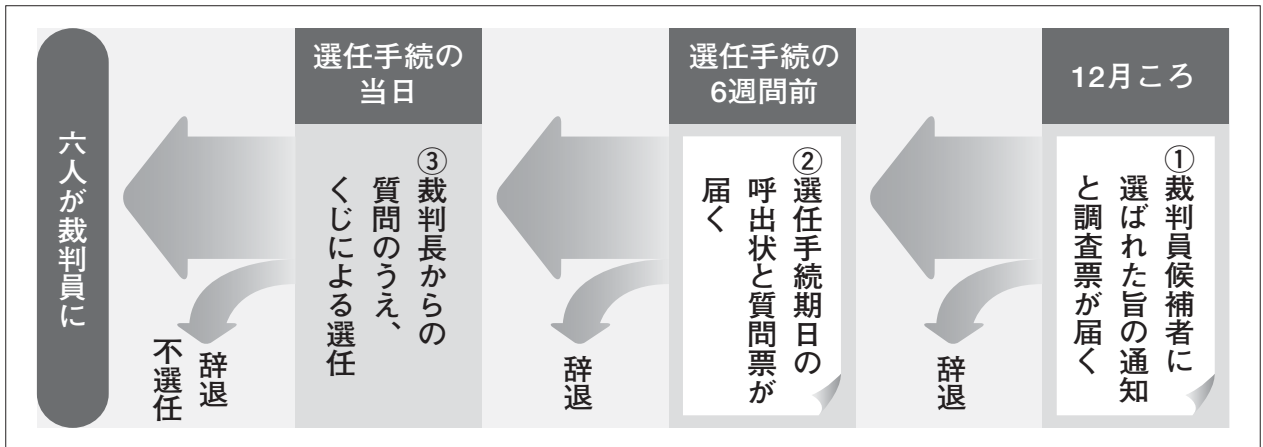
裁判所は、この辞退事由があると判断した場合、その呼出を取り消すとしています。

裁判員選任手続期日

裁判員候補者は、裁判員選任手続期日に裁判所に行きます。

裁判所の職員から当該事件の概要が説明され、候補者は当日用質問票（事件の関係者でないか等）を記入することになります。

次に、候補者は一人ずつ、裁判長から小部屋にて質問を受けることとなります。その小部屋には、裁判官三名と



書記官、検察官と弁護人（場合により被告人）が同席にします。

辞退事由の詳細や、不公平な裁判をするおそれがないかを確認する質問（たとえば、マスコミ報道とは関係なく判断できますか等）がされると考えられます。

通常の事件では、午前中にこの選任手続を経てくじにより六人の裁判員が選任され、午後から事件の審理を開始されます。

三 知らなければならぬ 基本原則

ある裁判員裁判の模擬裁判での出来事です。全ての審理が終わった後に行われる裁判官と裁判員だけの評議において、裁判長が最初にこのようなことを言ったとのこと。「検察官のストーリーと弁護人のストーリーのどちらが説得的でしたか」と。

一般の人からみれば、むしろ「えっ？ そういうものじゃないの」と思われるかもしれませんが、この裁判長の発言は、刑事裁判の基本原則を無視する発言です。

その基本原則を「無罪の推定」といいます。これは「判決で有罪が確定するまで、被告人は無罪と推定され、被告人の有罪が『合理的な疑い（合理的

な疑問）を残さない程度に証明」されない限り、被告人は無罪とされる」との原則です。

もう少し説明すると、「おそらく犯人だろう」とか「たぶんやったのだろう」という程度では有罪にはできません。皆さんの常識に照らして、証拠から少しでも疑問が残っていたら、有罪にはできないのです。

もっともその合理的な疑問は証拠に基づき必要があります（証拠裁判主義）。たとえば、証拠上の被害者の傷が、検察官の主張する犯行態様では不可能ではないけれど、不自然で難しいなどです。この場合に「難しいけれど、不可能ではない」として有罪にすることには問題があるのです。

そして、この「合理的な疑問を残さない」程度に有罪を証明する責任は100%検察官にあります。被告人は自分が無実であることを証明する必要はないのです。つまり、その検察官の証明が不十分であれば、被告人は何もしなくても無罪となるのです。

以上の「無罪の推定」の原則を踏まえて、先ほどの裁判長の言葉を考えてみましょう。

この裁判長の発言は、いいかえれば、「検察官のストーリーが説得的であれば有罪とし、弁護人のストーリーが説

得的であれば無罪とする」ものです。

この発言のもとでは、裁判員の多くは、仮に検察官のストーリーに「合理的な疑問」が残っていたとしても、弁護人のストーリーよりも説得的であれば有罪として良いと勘違いしてしまいます。

また、同じく裁判員の多くは、弁護人が、被告人の無実を説得的に証明できなければ有罪にしても良いと勘違いしてしまいます。

この「無罪の推定」の原則は言葉としては知っていても、その内容まで理解している一般の人は少ないと思います。つまり、裁判員のほとんどは内容までは知らないと思います。

そのため、裁判官による説明（説示）が重要になりますが、「無罪の推定」をないがしろにしている裁判官が決して少なくないため、正確な説明がされる保障はありません。

四 最後に

今回は「無罪の推定」のみを取り上げましたが、裁判員はルールに従って判断しなければなりません。

皆さんが裁判員に選ばれたときには、少なくともこの「無罪の推定」を意識して下さい。

あけましておめでとうございます



北法律は四〇回目の誕生日となりました

弁護士 鳥生忠佑



士生活も五〇年を迎えます。

生地である北区王子に定着して、広く市民各層の権利擁護を目指し、北法律を創設してきただので、各界の方々のすすめもあり、何か記念になる企画を、と考えているところです。

東京北法律事務所は四〇周年となり、今年私の弁護士生活も五〇年を迎えます。生地である北区王子に定着して、広く市民各層の権利擁護を目指し、北法律を創設してきただので、各界の方々のすすめもあり、何か記念になる企画を、と考えているところです。

このため、毎年一月か二月初めに行ってきた北法律「新春セミナー」と「懇親会」は、今年はその後に行う予定の行事に代えさせていただきます、中止となりますので、お知らせ申し上げます。新たな企画には、ぜひご参加下さい。

今年は大不況で、暮しのうえでも大変です。皆様の御健勝を祈ります。

九・一一事件の徹底究明を

弁護士 青木護

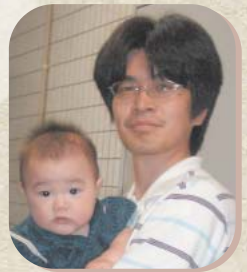


嘘は大きいほど騙せると言ったのはヒトラーでした。戦争が謀略で始まるのも世の常です。マスメディアは黙して語らずとも、インターネットの普及は事件当時の映像を全世界に配信し、真相究明に大きな役割を果たしています。世界貿易センタービルの倒壊は飛行機衝突

での火災によるものではなく計画的な爆破によるものであること、ペンタゴンにいた穴の大きさからみて激突したのは飛行機ではない(機体の残骸もない)こと、墜落場所とされるペンシルバニア州シャンクスビルにも飛行機の残骸はないことなど。オバマ政権の下での真相究明と、日本各地の九条の会がこの問題をとりあげてくれることを期待します。

出産ラッシュです。

弁護士 坂田洋介



昨年一月一九日に長男が生まれました。赤ちゃん、赤ちゃんした元氣な子です。

この原稿を書いている現在(昨年二月)縦横無尽にハイハイし、あらゆる物をなめ回し、破壊し、まさに不思議な怪物がいます。その無垢な笑顔であらゆる者の心を奪いさり、日々皆を幸福に包んでいます(夜泣きはひどいですが)。

さて、当事務所の竹澤にも男の子が生まれ、今事務所は出産ラッシュです。その子も皆を幸福に包んでいるものと思います。

しかし、その幸福を振りまく子供を安心して育てられる環境が整っているとは言えません。政府の「少子化対策」は名ばかりです。たとえば、どうして保育園は足りないままなのでしょう。待機児童の数が減らないのはどうしてでしょうか。金をばらまくのはもう結構です。本当の「育児環境」が必要です。

子育て奮闘記

竹澤美弥子

十月下旬の晴れた日、超音波を透して成長を見守ってきたわが子と初対面した。今までに味わったことのない、歓喜・安堵・戸惑いといった色々な思いに駆られた。

産科医療の現状は、新聞などで取り上げられているとおり産婦人科医師の減少により深刻な問題となっている。そんな状況で里帰り出産をしたのだが、無事出産することができ、現在子育てをしている。

中で、日々考えるのは子供の豊かな未来のため何ができるのか、ということだ。

夜泣きする度に授乳かオムツか、と奔走し、寝不足が続く日々だが、わが子の寝顔を見るたびに、自身の経験からも妊婦が安心して出産できる社会をつくるのが重要だと痛感する。育児、医療、教育といった次世代を担う子ども達の育成に向けた総合的な施策が急務となっており、今こそ安心して子育てのできる環境を作りあげていくことが求められている。

まだまだ未熟だけれども、子供と共に一歩一歩母親の階段を上っていくこと。



I have a dream

岡田幸代

一九六三年、ワシントン大行進でのキング牧師のスピーチです。「私には夢がある。いつの日か、奴隷の子孫と奴隷主の子孫が兄弟愛をもって同じテーブルにつく日を。肌の色でなく人間性によって評価されるような国となる日を。」それからわずか四五年、アメリカで黒人大統領が誕生しようとしていま

す。戦争を繰り返す。地球環境を破壊する、愚かな行為を繰り返す人類ですが、確実に少しずつ進歩しています。今後のオバマ氏の政策を注視することが大切です。

日本でも九条を実現し、平和な地球を。今年もよろしくお願ひします。